

国際学術交流事業運用内規

平成 25 年 3 月 18 日改定
平成 27 年 1 月 30 日改定
平成 28 年 9 月 12 日改定
平成 29 年 4 月 1 日改定
平成 29 年 5 月 20 日改定
平成 29 年 10 月 16 日改定
令和 4 年 10 月 24 日改定
令和 5 年 9 月 6 日改定

目的 :

本学会会員と世界の地球電磁気・地球惑星圏科学関係の研究者との学術交流を図る。

事業内容 :

- (1) 本学会が主催または共催する講演会・研究集会に参加する海外の研究者の来日旅費および滞在費（全額または一部）、採択後、やむを得ない理由によりキャンセル料が発生する場合はそのキャンセル料を補助する（略称：海外研究者招聘事業）。
- (2) 外国で開かれる国際的な研究集会へ若手の会員が参加するための経費、または、国内で開かれる本学会が主催または共催する研究集会へ海外在住の若手の会員が参加するための経費、採択後、やむを得ない理由によりキャンセル料が発生する場合はそのキャンセル料の全額または一部を補助する（略称：若手派遣事業）。
- (3) 国際学術研究集会等、広く国際学術交流の推進に役立つ事業への補助を行う。

資金及び運用計画 :

上記事業は、学会本会計及び西田国際学術交流基金により運用される。ただし、学会本会計は上記事業(1)、(2)、(3)に当て、西田国際学術交流基金は(1)、(2)に当てる。(1)については主としてアジア諸国の研究者を対象とする。原則として(1)と(2)については、それぞれ若干名、(3)については、本学会が主催・共催・協賛するもので、本学会会員の多数の参加が見込まれるものに限り、年間 1 件程度とする。

応募資格 :

- (1) については参加する講演会・研究集会で、論文の発表または議事の進行に携わる予定の者。ただし、事務連絡等の対応について世話をできる国内の会員を通じて応募することが望ましい。
- (2) については、地球電磁気・地球惑星圏学会のすべての学生会員および応募期日時に 37 才以下の正会員（ただし、38 才以上であっても博士取得後 5 年以内の者は応募可能）とする。優れた業績を上げていることが明白で、国際的な学術研究集会に出席し、論文の発表または議事の進行に携わる予定の者。修士学生に関しては指導教官の推薦書が必要。なお、過去に若手派遣事業にて補助金を受領した者は(2)への応募資格を失う。

補助金の応募 :

- (1) については本人あるいは世話を当たる会員が、(2) については当該集会等へ出席する会員が、また(3)については、その事業責任者である会員が運営委員会に申請、または、推薦する。なお、応募書類は(1)、(2)、(3)についてそれぞれ別に定める。

補助金受領者の選考 :

- (1)、(2) については年 4 回、(3) については年 1 回公示し、運営委員会で決定する。なお、(3) については選考にあたって学識経験者よりなる選考委員会を設けることがある。

補助金受領者の義務 :

補助金受領者は、当該活動の終了後 30 日以内に本人、世話会員または事業責任者である会員によって運営委員会に報告書を提出しなければならない。なお、この報告書は学会会報に掲載される。

事業報告 :

会長は事業内容を年度毎にとりまとめ、基金関係者に報告する。

事業内容の変更 :

本事業の内容に変更がある場合は、学会規約第 18 条により総会で承認を受ける。